

証券モニタリングに関する基本指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>証券検査に関する基本指針</p> <p>I 検査の基本事項</p> <p>1. 検査の使命と基本原則</p> <p><u>証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先の業務又は財産の状況等を検証することにより、経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて、内閣総理大臣(金融庁長官)に対して、適切な措置若しくは施策を求め、又は監督部局(検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。)に対して、必要な情報を提供する等の措置を講ずることを使命とする。</u></p> <p><u>近年、証券監視委の検査対象業者は多様化し、その数も増加している。また、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、内部管理態勢及びリスク管理態勢(以下「内部管理態勢等」という。)の適切性の検証にウェイトをおく必要があるなど、検証分野が拡張等している状況にある。こうした状況を踏まえ、証券監視委の使命を適切に果たしていくためには、効率的・効果的で実効性ある検査を実施する必要があることから、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定することとしている。また、検査においては、法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は金融商品取引業協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則をいう。以下同じ。)違反行為のみならず、内部管理態勢等の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める必要があるほか、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める必要がある。</u></p>	<p>証券モニタリングに関する基本指針</p> <p>I 証券モニタリングの基本的な考え方</p> <p>1. 証券モニタリングの目的</p> <p><u>証券モニタリングは、オン・オフ一体のモニタリングを通じて、金融商品取引業者等の業務又は財産の状況等を検証することにより、経営管理、業務運営の状況等を的確に把握し、問題点があることを把握した場合には、必要に応じて、証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)が、内閣総理大臣(金融庁長官)に対して、適切な措置若しくは施策を求め、又は監督部局(検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。)に対して、必要な情報を提供する等の措置を講ずることを通じて、金融商品取引業者等が、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことを目的としている。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現、資本市場の健全な発展への貢献、国民経済の持続的な成長への貢献を果たしていく。</u></p> <p>(注) 証券モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの双方を包含している。また、オンサイト・モニタリングはオンサイトによる検査(以下、本指針では「検査」と表記する。)を指し、オフサイト・モニタリングは、検査以外で証券監視委、監督部局、検査部局、財務局等(財務局、財務支局及び沖繩総合事務局をいう。以下同じ。)が連携し、あるいは必要に応じて直接に、金融商品取引業者等に対する報告徴取、ヒアリング、関係先(証券監視委、金融庁の関係部署等及び必要に応じて、自主規制機関等)との意見交換等を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。</p>

現 行	改 正 後
<p><u>こうした考えの下、公益及び投資者の期待に応えられる証券検査を実施するために、検査対象業者の特性を勘案しつつ、以下のような目的及び方法に留意して行う必要がある。</u></p> <p><u>(注)「内部管理態勢」とは、法令等遵守に係る管理態勢を指す。「リスク管理態勢」とは、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等に係る管理態勢を指す。以下同じ。</u></p> <p>(1) <u>証券検査の目的</u></p> <p>① <u>証券検査は、金融商品取引業者等に対して、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るための内部管理態勢の構築を促すことを目的とするものである。</u></p> <p>② <u>証券検査は、金融商品取引業者等の財務の健全性を含めたリスク管理態勢の適切性の確保を目的とするものである。</u></p> <p>③ <u>証券検査は、金融商品取引業者等に対して、ゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。</u></p> <p>(2) <u>証券検査の方法</u></p> <p>① <u>証券検査においては、双方向の対話を軸とする。</u></p> <p>② <u>証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めるものとする。</u></p> <p>③ <u>証券検査においては、全体を広く鳥かんしつつ重大な問題を捉えるようにする。</u></p> <p>④ <u>証券検査は、監督部局と十分連携して行うものとする。</u></p> <p>2. <u>検査官の心構え</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>検査官の心構え</u></p> <p><u>検査官は、上記証券モニタリングの目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。</u></p> <p>(1) <u>綱紀・品位・秘密の保持</u> <u>検査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、証券モニタリングの遂行に当たって知り得た秘</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p><u>密を漏らしてはならない。</u></p> <p>(2) <u>適正な手続の遵守</u> <u>検査官は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)等の規定の趣旨を十分に理解した上で、証券モニタリングが私企業又は個人に対するものであることを自覚し、常に適正な手続に基づいて実施しなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(3) <u>効率的・効果的な証券モニタリングによる実態の把握と根本原因の究明</u> <u>検査官は、証券モニタリング対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取しなければならない。また、検査官は、不断に証券モニタリングに必要な情報の収集・分析に努めるとともに、フォワードルッキングな観点を持ち、様々な情報を幅広い視点で検証することに努めるものとする。さらに、検査官は、創意工夫を通じて、効率的・効果的な証券モニタリングを行うことで、証券モニタリング対象先のビジネスモデル(業務の実態、取扱商品、収益構造等を指す。以下同じ。)や業務等の正確な実態を把握するとともに、問題点を把握したときは、その根本原因(例えば、企業文化、経営方針、ガバナンス(経営管理態勢を指す。以下同じ。)等)の究明に努めなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(4) <u>自己研さんと能力の発揮</u> <u>検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融商品市場等の動向に広く目を向けるなど、常に自己研さんに努めなければならない。また、全ての検査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。</u></p>
<p>(1) <u>目的の認識</u> <u>検査官は、公益又は投資者保護を図ることが検査の目的であることを念頭に、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければ</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行	改 正 後
<p><u>ならない。</u></p> <p>(2) <u>効率的な遂行</u> <u>検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。</u></p> <p>(3) <u>適正な手続の遵守</u> <u>検査官は、検査が私企業等への権限の行使であることを自覚し、適正な手続に基づきその権限の行使を行うよう常に留意して検査を遂行しなければならない。</u></p> <p>(4) <u>信用保持</u> <u>検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検査の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p>(5) <u>実態の把握</u> <u>検査官は、常に穏健かつ冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。</u></p> <p>(6) <u>自己研さん</u> <u>検査官は、金融・証券に関する法令等を正しく理解し、金融商品市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>3. 関係部局との連携等</p> <p>(1) 財務局等(証券取引等監視官部門) <u>検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結</u></p>	<p>3. 関係部局との連携等</p> <p>(1) 財務局等(証券取引等監視官部門) <u>証券監視委は、証券モニタリングの手法や情報の共有化、検査先の選定や検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に証券モニタリングに取り組むものとする。</u> <u>また、検査の実施に際しては、証券監視委と財務局等との間で、合</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に検査に取り組むものとする。</u></p> <p>(2) 監督部局等 金融庁及び財務局等の監督部局との間では、<u>監督を通じて把握された情報と検査を通じて把握された情報をタイムリーに交換すること</u>等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図るものとする。また、<u>検査に際しては、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングの一体化など、監督部局と切れ目のない連携を図るものとする。</u> 金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、金融グループ内の<u>検査対象先に対する検査を連携して実施するほか、検証項目の設定や検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化するものとする。</u></p> <p>4. 自主規制機関等との連携等</p> <p>(1) 自主規制機関 自主規制機関(金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人をいう。以下同じ。)が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委が実施する<u>検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努めるものとする。</u> こうした観点から、自主規制機関との間では、「<u>証券検査実施計画</u>」(Ⅱ 2. 参照)の調整、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、<u>効率的・効果的な検査の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 監督部局等 金融庁及び財務局等の監督部局との間では、<u>証券モニタリングを通じて把握された情報をタイムリーに交換すること等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図るものとする。</u>また、オンサイトとオフサイトのモニタリングの一体化など、監督部局と切れ目のない連携を図るものとする。 金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、金融グループ内の<u>証券モニタリング対象先に対するモニタリングを連携して実施するほか、検証項目の設定や検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化するものとする。</u></p> <p>4. 自主規制機関等との連携等</p> <p>(1) 自主規制機関 自主規制機関(金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人をいう。以下同じ。)が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委が実施する<u>証券モニタリングとの連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努めるものとする。</u> こうした観点から、自主規制機関との間では、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資するものとする。</p> <p>(2) 他省庁 <u>証券モニタリングの実施に当たっては、関係する他省庁の検査部局等との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(2)、(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>II 検査実施の手続等</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(3)、(4) (略)</p> <p>(5) その他 <u>日本銀行では、業務の相手方となる金融機関等(金融商品取引業者等を含む。)に対する考査を実施していることから、日本銀行の検査部局等との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。</u></p> <p>II 証券モニタリングの全体像</p> <p>1. <u>証券モニタリング基本方針の策定</u></p> <p><u>証券監視委は、毎証券検査年度(7月1日～翌年6月30日)における、「証券モニタリング基本方針」を策定し、公表するものとする。「証券モニタリング基本方針」の策定及び公表に当たっては、効率的・効果的なモニタリングを実施するとの観点から、金融行政方針や金融商品市場を巡る環境の変化等に十分配慮するものとする。</u></p> <p>2. <u>オフサイト・モニタリングにおけるリスクアセスメントの実施等</u></p> <p><u>証券監視委及び財務局等は、「証券モニタリング基本方針」を踏まえ、金融商品取引業者等の業態・規模その他特性を勘案しつつ、3つの防衛線の考え方に基づき、ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施する。</u> <u>また、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合等には、共通の課題のある検査対象先に対して、横断的なモニタリングを行うことも検討するなど、臨機応変にモニタリングを実施するものとする。</u></p> <p>3. <u>検査の実施</u></p> <p><u>証券監視委及び財務局等は、検査の実施に当たり、モニタリングにおけるリスクアセスメントの結果等を総合的に勘案した上で、リスク・ベース</u></p>

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>でその対象先を選定する。</u></p> <p><u>検査においては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で、業務運営の適切性等について検証を行い、問題が認められた場合には、法令等違反行為等の指摘にとどめることなく、その問題の根本原因を究明するように努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、検査実施の検討に当たっては、次の事項に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>検査対象先</u> <u>検査対象先は、業態、規模、その他の特性、その時々々の市場環境等に応じて、ビジネスモデルの把握、それを支えるガバナンスなど、検査対象先に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付け、抱えている問題点、監督部局からの検査要望の内容等を総合的に勘案して、リスク・ベースで選定する。</u></p> <p>② <u>検査日数</u> <u>検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容等を考慮して決定する。</u></p> <p>③ <u>臨店検査官数</u> <u>臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。</u></p> <p>④ <u>臨店検査先店舗</u> <u>検査対象先が本店を含め複数の店舗を営業している場合、臨店検査先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前回検査の情報、各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して決定する。</u></p> <p>4. <u>検査後のフィードバック等</u></p> <p><u>証券監視委及び財務局等は検査の結果について、今後のオフサイト・モニタリング等に適切に反映させるとともに、証券モニタリングで検証した事項の内容及び問題点が的確に伝わるよう、毎年公表する金融商品取引業者等に対する証券検査結果事例集の内容を充実させるなど、証券モニタリングの結果をフィードバックしていくことで、証券モニタリングのPDCAサイクルを有効に機能させるよう努めるものとする。</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>1. 証券検査基本方針及び証券検査基本計画の策定</u></p> <p><u>証券監視委は、年度の当初に「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」を策定し、公表するものとする。これらの策定及び公表に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や金融商品市場を巡る環境の変化等に十分配慮するものとする。</u></p> <p><u>2. 証券検査実施計画の策定</u></p> <p><u>(1) 証券検査実施計画の策定</u> <u>証券監視委及び財務局等は、「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」に基づき、「年度検査基本計画」及び四半期ごとに「証券検査実施計画」を策定する。</u> <u>なお、具体的な策定に当たっては、次の事項に留意するものとする。</u></p> <p><u>① 検査対象先</u> <u>検査対象先は、業態、規模その他の特性、その時々々の市場環境等に応じて、検査対象先に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで選定するとともに、選定理由や着眼点等の明確化に努めるものとする。</u></p> <p><u>② 検査日数</u> <u>検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容及び前回検査の結果等を考慮して決定する。</u></p> <p><u>③ 臨店検査官数</u> <u>臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。</u></p> <p><u>④ 臨店検査先店舗</u> <u>臨店検査先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前回検査の結果及び各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して決定する。</u></p> <p><u>(2) 支店単独検査</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行	改 正 後
<p><u>原則として、各種情報及び本店検査の検査結果等を総合的に勘案した上で、特に検査を要すると認められる場合は、支店単独検査の「証券検査実施計画」を策定するものとする。</u></p> <p>(3) <u>グループ体型検査</u> <u>「証券検査実施計画」の策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査対象先の親子法人や契約先など、一体として検査を実施することが適当と判断される他の検査対象先がある場合は、必要に応じて、グループ体型の「証券検査実施計画」を策定するものとする。</u></p> <p>(4) <u>特別検査</u> <u>特別検査を実施する場合、当該検査を必要とする業務運営等に係る特定の事項について、その規模や情報の信ぴょう性等に配慮しつつ、検査対象先(必要があると認められる場合は複数の対象先)、検査期間等を決定するものとする。</u> <u>なお、検査項目の範囲や前回検査からの経過期間等を考慮し、特別検査として実施するか、又は一般検査の周期を早めて実施するか等について十分検討する。</u></p> <p>3. 検査の種類</p> <p>(1) 検査の種類は、次のとおりとする。</p> <p>① 一般検査 <u>検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を総合的に勘案した上で行う検査をいう。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2) 一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。</p>	<p>5. 検査の種類</p> <p>(1) 検査の種類は、次のとおりとする。</p> <p>① 一般検査 <u>検査対象先に係る業務運営等の全般について、業態等の特性を踏まえつつ、ガバナンスやリスク管理態勢等に着目したリスクアセスメント、ビジネスモデルの分析結果等を総合的に勘案した上で、リスク・ベースで対象先を選定して行う検査をいう。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2) 一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>①、② (略) (新設)</p> <p>③ 同時検査 効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局と時期を同じくして行う検査をいう。</p> <p>4. 検査の方式 検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法(以下「臨店検査」という。)により行うものとする。</p> <p>5. 検査予告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査予告は臨店検査着手日の概ね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする(Ⅱ 8. (1)参照)。 主任検査官は、検査予告を行ったときには、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 検査命令書の作成 検査命令書(別紙様式1)は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等(財務局にあっては、「財務局長」、財務支局にあっては、「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては、「沖縄総合事務局長」。以下同じ。)名で作成する。</p>	<p>①、② (略)</p> <p>③ <u>グループ等一体型検査</u> <u>証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の親子法人や契約先など、グループ等に対して一体的に行う検査をいう。</u></p> <p>④ 同時検査 効率的・効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局と時期を同じくして行う検査をいう。</p> <p>6. 検査の方式 検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、<u>オフサイト・モニタリング</u>で把握した課題について、帳簿書類その他の物件を検査する方法(以下「臨店検査」という。)により行うものとする。</p> <p>7. 検査予告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査予告は臨店検査着手日のおおむね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする(Ⅱ 10. (1)参照)。 主任検査官は、検査予告を行ったときには、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。</p> <p>8. (略)</p> <p>9. 検査命令書の作成 検査命令書(別紙様式1)は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等(財務局にあっては「財務局長」、財務支局にあっては「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては「沖縄総合事務局長」。以下同じ。)名で作成する。</p>

現 行	改 正 後
<p><u>8.</u> 検査実施の留意事項</p> <p>(1) 検査命令書等の提示及び説明事項 (略) ①～③ (略) ④ 検査関係情報(Ⅱ <u>8.</u> (2)①参照)の第三者への開示制限の概要 ⑤ 検査モニターの概要(Ⅱ <u>検査実施の手続等「10. 検査モニター」</u>参照) ⑥ 意見申出制度の概要(Ⅱ <u>検査実施の手続等「12. 意見申出制度」</u>参照) ⑦ 必要な提出資料の提示(Ⅳ <u>参考「2. 提出資料一覧」</u>参照) ⑧ (略) (略)</p> <p>(2) 検査関係情報の第三者への開示制限 ① (略) ② 第三者非開示承諾書の提出 検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。 イ. 主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先の責任者に対して、<u>臨店検査終了前</u>であれば主任検査官(臨店検査終了後であれば証券検査課長(財務局等)にあっては、証券取引等監視官))の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に開示してはならない旨を説明し、第三者非開示承諾書に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。 ロ (略) ハ. 検査対象先が、<u>臨店検査期間中に</u>、今回の検査に係る検査関係情報を外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に開示の上相談する場合については、主任検査官への事前の報告を求めた上で、主任検査官が検査の実効性の確保に支障がないと判断した場合は、当該報告で足り、下記③イ. の開示承諾申請は必要</p>	<p><u>10.</u> 検査実施の留意事項</p> <p>(1) 検査命令書等の提示及び説明事項 (略) ①～③ (略) ④ 検査関係情報(Ⅱ <u>10.</u> (2)①参照)の第三者への開示制限の概要 ⑤ 検査モニターの概要(Ⅱ <u>12. 「検査モニター」</u>参照) ⑥ 意見申出制度の概要(Ⅱ <u>14. 「意見申出制度」</u>参照) ⑦ 必要な提出資料の提示(Ⅳ <u>2. 「提出資料一覧」</u>参照) ⑧ (略) (略)</p> <p>(2) 検査関係情報の第三者への開示制限 ① (略) ② 第三者非開示承諾書の提出 検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。 イ. 主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先の責任者に対して、<u>検査終了通知書交付前</u>であれば主任検査官(<u>検査終了通知書交付後</u>であれば証券検査課長(財務局等)にあっては、証券取引等監視官))の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に開示してはならない旨を説明し、第三者非開示承諾書に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。 ロ (略) ハ. 検査対象先が、検査期間中に、今回の検査に係る検査関係情報を外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に開示の上相談する場合については、主任検査官への事前の報告を求めた上で、主任検査官が検査の実効性の確保に支障がないと判断した場合は、当該報告で足り、下記③イ. の開示承諾申請は必要ない</p>

現 行	改 正 後
<p>ないものとする。</p> <p>③ 検査関係情報開示承諾申請書の提出</p> <p>イ. 主任検査官(臨店検査終了後であれば証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官))は、検査対象先から第三者への開示の申出があつた場合には、当該検査対象先から書面による申請(以下「開示承諾申請」という。(別紙様式3))を求めるものとする。</p> <p>検査対象先から開示承諾申請があつた場合、主任検査官(臨店検査終了後であれば証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官))は、i. 開示の必要性、ii. 開示対象者における保秘義務の状況(守秘義務契約の締結等)、iii. 検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。</p> <p>なお、臨店検査期間中に主任検査官が、検査対象先に対し、今回検査に係る事項について第三者(例えば、業務委託先)に確認を行うよう求める場合、その確認を求めるために必要な限度内の開示については、検査対象先からの開示承諾申請を要しないこととする。</p> <p>ロ、ハ。(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 臨店検査の実施</p> <p>主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的かつ効果的に臨店検査を遂行するものとする。</p> <p>① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示</p> <p>主任検査官は、臨店検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適切な指示を行うものとする。</p> <p>また、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的な臨店検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。</p>	<p>ものとする。</p> <p>③ 検査関係情報開示承諾申請書の提出</p> <p>イ. 主任検査官(検査終了通知書交付後であれば証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官))は、検査対象先から第三者への開示の申出があつた場合には、当該検査対象先から書面による申請(以下「開示承諾申請」という。(別紙様式3))を求めるものとする。</p> <p>検査対象先から開示承諾申請があつた場合、主任検査官(検査終了通知書交付後であれば証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官))は、i. 開示の必要性、ii. 開示対象者における保秘義務の状況(守秘義務契約の締結等)、iii. 検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。</p> <p>なお、検査期間中に主任検査官が、検査対象先に対し、今回検査に係る事項について第三者(例えば、業務委託先)に確認を行うよう求める場合、その確認を求めるために必要な限度内の開示については、検査対象先からの開示承諾申請を要しないこととする。</p> <p>ロ、ハ。(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 臨店検査の実施</p> <p>主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的・効果的に臨店検査を遂行するものとする。</p> <p>① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示</p> <p>主任検査官は、臨店検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適切な指示を行うものとする。</p> <p>また、主任検査官は、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的・効果的な臨店検査の実施及び検査官の</p>

現 行	改 正 後
<p>とする。</p> <p>② 臨店検査先店舗の巡回指導 (略)</p> <p>③ 法令等違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ 主任検査官は、臨店検査期間中に把握した事項について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査監理官(以下「証券検査監理官」という。)と密接に連携を取り(財務局等にあつては、証券検査指導官や審査担当係等経由。)、早期に取りまとめるものとする。証券検査監理官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当(以下「審査係」という。)と連携を図りながら、速やかに処理するよう努めるものとする。 イ、ロ。(略) ハ. 根拠規定 ニ. 発生原因及び責任の所在の解明 ホ.(略)</p> <p>④ 証券検査監理官による巡回指導 証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官。なお、証券検査指導官が設置されている財務局等にあつては、証券検査指導官)は、各検査の臨店検査終了前に巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、どの事項を整理票(Ⅱ 8. (12)①参照)として求めるか等、検査チームが臨店検査期間中に論点の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。</p> <p>(5) 検査対象先の業務等への配慮 (略) ①、② (略) (新設)</p>	<p>資質の向上に努めるものとする。</p> <p>② 主任検査官による臨店検査先店舗の巡回 (略)</p> <p>③ 法令等違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ 主任検査官は、臨店検査期間中に把握した事項等について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査指導官(以下「証券検査指導官」という。)と密接に連携を取り(財務局等にあつては、指導・審査担当係等経由。)、問題点を早期に取りまとめるものとする。証券検査指導官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当係(以下「審査係」という。)と連携を図りながら、速やかに処理するよう努めるものとする。 イ、ロ。(略) ハ. 根拠法令等 ニ. 根本原因及び責任の所在の解明 ホ.(略)</p> <p>④ 巡回指導 証券検査指導官(財務局等にあつては、証券取引等監視官。なお、証券検査指導官に相当する職員が設置されている財務局等にあつては、当該職員)は、各検査の臨店検査終了前に検査対象先を巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、審査係(財務局等にあつては、審査担当係等)と連携しつつ、どの事項を整理票(Ⅱ 10. (12)①参照)やモニタリング確認票(Ⅱ 10. (12)③参照)として求めるか等、検査チームが臨店検査期間中に個別の問題点や留意すべき事項(Ⅱ 10. (12)③参照)の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。</p> <p>(5) 検査対象先の業務等への配慮 (略) ①、② (略) ③ ヒアリングの実施に当たっては、原則1日8時間(休憩時間を除く)までとし、やむを得ない事情がない限り、深夜(午後10時以降)</p>

現 行	改 正 後
<p>(6) 双方向の対話を重視した検査の実施</p> <p>主任検査官は、効率的かつ効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>(新設)</p> <p>② 臨店検査終了時に意見交換(以下「エグジット・ミーティング」という。)を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。</p> <p>エグジット・ミーティングにおいては、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が、検査の結果問題点として認識した事実関係について、検査官としての評価(法令適用及び内部管理態勢の不備等)を検査対象先に口頭で伝えるものとする。その際、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見を伝えるものではないことを併せて伝えるものとする。</p> <p>なお、エグジット・ミーティングにおいて伝達した内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めてエグジット・ミーティングを行うものとする。</p> <p>また、必要に応じて、臨店検査終了後の検査プロセスについても改めて説明するものとする。</p> <p>③ エグジット・ミーティングにおいて、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認められた場合は、主任検査官は当該相違する事実を明らかにし、書面を作成するものとする。なお、検</p>	<p>に及ぶ聴取は避けるものとする。</p> <p>(6) 双方向の対話を重視した検査の実施</p> <p>主任検査官は、効率的・効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 臨店検査期間中は、検査対象先との双方向の対話を重視し、検査対象先のビジネスモデル、ガバナンス、内部管理態勢等のほか、個別の問題点等について、<u>深度ある議論に努める。</u></p> <p>また、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認められた場合は、<u>双方向の対話を通じ、深度ある議論を行った上で、問題点・相違点等の認識の共有を図るよう努める。</u></p> <p>③ 臨店検査終了時に意見交換を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。</p> <p>臨店検査終了時の意見交換においては、<u>原則、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が、検査の結果、問題点や課題と考えられる事項として認識した事実関係について、検査対象先へ口頭で伝えるものとする。</u>また、臨店検査は終了するものの、検査については、これをもって終了するものではない旨を伝えるものとする。</p> <p>④ 主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況や、検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について経営陣と意見交換を行うものとする。また、検査対象先が初回検査</p>

現 行	改 正 後
<p><u>査対象先からその写しの提出を求められた場合は交付するものとする。ただし、検査対象先の確認を得た整理票で当該相違する事実が明らかな場合は、当該書面の作成を要しないものとする。</u></p> <p>主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況や、検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について経営陣と意見交換も行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努めるものとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>証券検査基本方針、検査マニュアル等の取扱い</u> 検査官は、検査の実施に当たっては、「証券検査基本方針」を十分踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の検査マニュアル(以下「検査マニュアル」という。)を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。</p> <p>ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。</p> <p>なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 検査対象先からの申入れ等 検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、<u>証券検査監理官(財務局等)にあっては、証券取引等監視官</u>へ連絡し、必要な指示を受けるものとする。</p>	<p>である場合は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努めるものとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>証券モニタリング基本方針、検査マニュアル等の取扱い</u> 検査官は、検査の実施に当たっては、「証券モニタリング基本方針」を十分踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の検査マニュアル(以下「検査マニュアル」という。)を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。</p> <p>ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。</p> <p>なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 検査対象先からの申入れ等 検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、<u>証券検査指導官と対応について協議を行った上、証券検査課長へ報告(財務局等)にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(11) (略)</p> <p>(12) 事実及び経緯の記録 (略) ①、② (略) (新設)</p> <p>(13) 業務運営等の基本的な問題の把握 検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。更に、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。</p> <p>(14) 反面調査の留意事項 主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認(反面調査)を行う必要があると判断した場合には、証券検査監理官(財務局</p>	<p><u>協議ないし報告)し、必要な指示を受けるものとする。</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 事実及び経緯の記録 (略) ①、② (略) ③ <u>モニタリング確認票(別紙様式6)</u> <u>ビジネスモデルの変化等に応じ、フォワードルッキングな観点からガバナンスや内部管理態勢上の課題と考えられる事項を把握・認識共有するために、検査対象先と認識共有ができた事項(以下「留意すべき事項」という。)について、必要に応じて、モニタリング確認票を作成する。</u> <u>なお、主任検査官は、モニタリング確認票で確認した内容については、検査対象先との間で課題として認識共有ができたものに限ることから、検査対象先に意見申出の対象とはならないこと、検査終了通知書には記載されることを前提としていることを伝えるとともに、深度ある議論に努める。</u></p> <p>(13) 業務運営等の基本的な問題の把握 検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題及び課題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の根本原因を追究するものとする。更に、<u>ビジネスモデルや業務運営状況、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票及びモニタリング確認票</u>を作成するものとする。</p> <p>(14) 反面調査の留意事項 主任検査官は、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認(反面調査)を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協議</p>

現 行	改 正 後
<p>等)にあっては、証券取引等監視官)に報告し指示を受けて行うものとする。</p> <p>(15) 主要株主等に対する検査が必要な場合の対応 主任検査官が、主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社等への検査を行う必要があると判断した場合には、<u>証券検査監理官(財務局等)にあっては、証券取引等監視官)に報告する</u>。当該検査については、<u>証券検査監理官は証券検査課長と協議し、証券検査課長(財務局等)にあっては、証券取引等監視官)がこれらの者に対して検査を行う必要があると認めた場合に、必要な手続を経て、これを実施するものとする。</u></p> <p>(16) 問題発生時の対応 主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等(以下「検査拒否等」という。)により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに<u>証券検査監理官(財務局等)にあっては、証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。</u> <u>なお、証券検査監理官は、上記報告を受け次第、速やかに証券検査課長とその対応について協議するものとする。</u> この際、主任検査官又は証券検査監理官(財務局等)にあっては、<u>証券取引等監視官)は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(17) 臨店検査期間の変更等 主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票の記載内容を確定の上、臨店検査を終えるように努めるものとする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合、臨店検査終了期間終盤においても検査対象先との間で重大な問題点</p>	<p>した上、証券検査課長へ報告(財務局等)にあっては、財務局等の定めるところにより、<u>証券取引等監視官へ協議ないし報告)し、指示を受けて反面調査を行うものとする。</u></p> <p>(15) 主要株主等に対する検査が必要な場合の対応 主任検査官は、主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社等への検査を行う必要があると判断した場合には、<u>証券検査指導官と協議した上、証券検査課長へ報告(財務局等)にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告)する</u>。当該検査については、証券検査課長(財務局等)にあっては、証券取引等監視官)がこれらの者に対して検査を行う必要があると認めた場合に、必要な手続を経て、これを実施するものとする。</p> <p>(16) 問題発生時の対応 主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等(以下「検査拒否等」という。)により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに<u>証券検査指導官へ連絡するものとする</u>。<u>証券検査指導官は、速やかに主任検査官とその対応策を協議し、証券検査課長へ報告を行い、指示を受け、これを主任検査官へ連絡するものとする(財務局等)にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告し、指示を受けるものとする。)</u> この際、主任検査官は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(17) 臨店検査期間の変更等 主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、<u>整理票及びモニタリング確認票の記載内容を確定の上、臨店検査を終えるように努めるものとする</u>。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合、臨店検査終了期間終盤においても検査対象先</p>

現 行	改 正 後
<p>について認識の相違がある場合等には、<u>証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官)にその旨報告し、臨店検査期間の延長又は臨店検査の一時的な中断の是非について指示を受けるものとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官)にその旨報告し、臨店検査期間の短縮の是非について指示を受けるものとする。</u></p> <p><u>証券検査監理官は、主任検査官に指示を与えるに先立ち、証券検査課長と臨店検査期間の変更等の可否について協議するものとする。</u></p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) 検査結果の取りまとめ 主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。</p> <p>また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、審査係(財務局等にあつては、各局の審査担当係等を経由。)と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。</p> <p>9. 検査資料の徴求</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 資料の借用 検査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合には、検査対象先より、資料等の現物を借り受けるものとする。</p> <p>その際、原則として借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>との間で重大な問題点等について認識の相違がある場合等には、<u>証券検査指導官と相談を行った上、証券検査指導官が証券検査課長へその旨報告(財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ相談ないし報告)し、臨店検査期間の延長又は臨店検査の一時的な中断の是非について指示を受けるものとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、上記と同様の方法で証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)に報告し、臨店検査期間の短縮の是非について指示を受けるものとする。</u></p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) 検査結果の取りまとめ 主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような根本原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。</p> <p>また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、審査係(財務局等にあつては、審査担当係等を経由。)と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。</p> <p>11. 検査資料の徴求</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 資料の借用 検査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合には、検査対象先より、資料等の現物を借り受けるものとする。</p> <p>その際、<u>主任検査官は、原則として、検査対象先に対して借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p>

現 行	改 正 後
<p><u>10. 検査モニター</u></p> <p>検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、<u>原則として</u>、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査モニターの概要 (略)</p> <p>① 意見受付(アンケート方式)</p> <p>イ. 意見提出方法 所定のアンケート用紙(別紙様式6)に記入し、電子メール又は郵送により送付する。</p> <p>ロ. ハ (略)</p> <p>②、③ (略)</p> <p><u>11. 講評等</u></p> <p>(1) 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で(指摘事項がない場合は可能な限り速やかに)、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。 なお、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。</p> <p>(注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。</p> <p>① 検査で認められた法令等違反行為等を伝達する。 また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。</p>	<p><u>12. 検査モニター</u></p> <p>検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査モニターの概要 (略)</p> <p>① 意見受付(アンケート方式)</p> <p>イ. 意見提出方法 <u>証券監視委ウェブサイトに掲載された</u>所定のアンケート用紙(別紙様式7)に記入し、電子メール又は郵送により送付する。</p> <p>ロ. ハ (略)</p> <p>②、③ (略)</p> <p><u>13. 講評等</u></p> <p>(1) 主任検査官は、臨店検査終了後、<u>指摘事項や留意すべき事項を整理し</u>、(指摘事項がない場合は可能な限り速やかに)、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。 なお、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。</p> <p>(注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。</p> <p>① 検査で認められた法令等違反行為等<u>及び留意すべき事項</u>を伝達する。</p>

現 行	改 正 後
<p>② 上記①のうち、検査対象先と認識が相違した事項(以下「意見相違事項」という。)を確認する。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 講評方法 講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、口頭により伝達(指摘事項がない場合のほか、証券検査課長(財務局等)にあっては、証券取引等監視官)が効率性等の観点から電話による伝達が適当と判断した場合は、電話により伝達)する。なお、講評は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。</p> <p>12. 意見申出制度</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 意見申出制度の概要</p> <p>① 意見申出書の提出等</p> <p>イ. 申出者(検査対象先の代表者)は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書(別紙様式7)に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長宛てに、直接又は主任検査官経由で提出する。</p> <p>また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。</p> <p>ロ. 意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等</p>	<p>また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。</p> <p>② 上記①のうち法令等違反行為等については、検査対象先と認識が相違した事項(以下「意見相違事項」という。)を確認する。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 講評方法 講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、口頭により伝達(指摘事項がない場合のほか、証券検査課長(財務局等)にあっては、証券取引等監視官)が効率性等の観点から電話による伝達が適当と判断した場合は、電話により伝達)する。なお、講評(留意すべき事項を除く)は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。</p> <p>14. 意見申出制度</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 意見申出制度の概要</p> <p>① 意見申出書の提出等</p> <p>イ. 申出者(検査対象先の代表者)は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書(別紙様式8)に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長宛てとして、証券監視委に直接又は主任検査官経由で提出する。</p> <p>また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。</p> <p>ロ. 意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等</p>

現 行	改 正 後
<p>のうち、意見相違事項に限る。</p> <p>ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間(講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。)とする。ただし、<u>講評の終わった日から3日以内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間(行政機関の休日を除く。)</u>を限度として、<u>提出期間の延長</u>ができる。<u>郵送の場合については、消印が提出期間内(延長の場合は、延長した提出期間内)のものを有効とする。</u></p> <p>ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、<u>提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。</u></p> <p>ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書(別紙様式8)を提出した上で意見申出書の返却を求める。</p> <p>② 審理手続等</p> <p>イ. ロ. (略)</p> <p>③ 審理結果の回答方法 審理結果については、<u>検査終了通知書に包含する。</u></p>	<p>の事実関係に関する意見相違事項に限る。</p> <p>ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間(講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。)とする。ただし、<u>検査対象先から上記期間内に提出期間延長の要請があった場合、上記期間から、更に2日間(行政機関の休日を除く。)</u>を限度として、<u>提出期間を延長することができる。</u><u>意見申出書を郵送により提出する場合、消印が提出期間内(提出期間を延長した場合は、延長した提出期間内)のものを有効とする。</u></p> <p>ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない場合は、<u>提出期間内に意見申出書のみを提出すれば足り、後日、説明資料を提出することができる。</u>その場合、<u>申請者は、速やかに説明資料を提出するものとする。</u></p> <p>ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書(別紙様式9)を提出した上で意見申出書の返却を求める。</p> <p>② 審理手続等</p> <p>イ. ロ. (略)</p> <p>③ 審理結果の回答方法 <u>申出者(検査対象先)に対する審理結果の回答については、検査終了通知書に別添として添付する形で行う。</u></p>
<p><u>13. 検査終了の通知</u></p> <p>検査終了通知書は、証券監視委の議決後(財務局等にあつては、財務局長等説明後)速やかに証券監視委委員長名(財務局等にあつては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする(別紙様式9)。</p> <p>なお、検査終了通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。</p> <p>また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査終了通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対</p>	<p><u>15. 検査終了の通知</u></p> <p>検査終了通知書は、証券監視委の議決後(財務局等にあつては、財務局長等説明等の後)速やかに証券監視委委員長名(財務局等にあつては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする(別紙様式10)。</p> <p>なお、検査終了通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。</p> <p>また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査終了通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対</p>

現 行	改 正 後
<p>象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。 検査終了通知書の交付は、臨店検査終了後、3月以内を目途に行うよう努めるものとする。</p>	<p>象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。 検査終了通知書の交付は、臨店検査終了後、3<u>か</u>月以内を目途に行うよう努めるものとする。</p>
<p>14. (略)</p>	<p>16. (略)</p>
<p>15. 検査結果等の公表</p>	<p>17. 検査結果の公表等</p>
<p>(1) 検査結果の公表 (略)</p> <p>① <u>金融商品取引業者等に対する検査において、勧告に至った事案については、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。</u></p> <p>② <u>金融商品取引業者等に対する検査において、勧告に至らない事案については、必要と認められる場合に、適宜、公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えるものとする。</u></p> <p>③ <u>適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、金融商品取引法(以下「金商法」という。)上、不利益処分が限定されていることから、金商法の違反行為等について、行為の重大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 検査対象先名の公表 <u>法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査着手日(予告検査の場合にあっては検査予告日)から一定の期間、証券監視委のウェブサイト上で検査対象先名を公表するものとする。</u> <u>公表期間は、金融商品取引業者等の業態及び規模等を考慮し、以下</u></p>	<p>(1) 検査結果の公表 (略)</p> <p>① 勧告に至った事案については、検査終了後、<u>速やかに公表する。</u> この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。</p> <p>② 勧告に至らない事案については、必要と認められる場合に、<u>適宜、公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えるものとする。</u></p> <p>③ <u>適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、当面の間、平成 27 年金商法改正以前の法令等違反行為等について、行為の重大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(2) <u>証券監視委ウェブサイト等における情報収集</u> <u>金融商品取引業者等の業務の運営又は財産の状況に関し、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、ガバナンス、法令等遵守態勢、システムリスク等を検証する上で端緒となるべき情報を恒常的に証券監視委のウェブサイト等で募集を行うものとする。</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>のとおりとする。なお、公表期間の経過前に臨店検査が終了した場合には、当該臨店検査の終了日までの期間とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種金融商品取引業者(金融庁監理業者) 30 営業日 ・ その他 15 営業日 	
<p>16. (略)</p>	<p>18. (略)</p>
<p>Ⅲ 施行日</p>	<p>Ⅲ 施行日</p>
<p>本指針は、平成 17 年 7 月 14 日を検査基準日とする検査から実施する。</p>	<p>本指針は、平成 17 年 7 月 14 日を検査基準日とする検査から実施する。</p>
<p>(改正)</p>	<p>(改正)</p>
<p>本指針は、平成 18 年 7 月 3 日から適用する。</p>	<p>本指針は、平成 18 年 7 月 3 日から適用する。</p>
<p>(改正)</p>	<p>(改正)</p>
<p>本指針は、平成 19 年 9 月 30 日から適用する。</p>	<p>本指針は、平成 19 年 9 月 30 日から適用する。</p>
<p>(改正)</p>	<p>(改正)</p>
<p>本指針は、平成 20 年 8 月 11 日から適用する。</p>	<p>本指針は、平成 20 年 8 月 11 日から適用する。</p>
<p>(改正)</p>	<p>(改正)</p>
<p>本指針は、平成 21 年 6 月 29 日から適用する。</p>	<p>本指針は、平成 21 年 6 月 29 日から適用する。</p>
<p>(改正)</p>	<p>(改正)</p>
<p>本指針は、平成 22 年 7 月 29 日から適用する。</p>	<p>本指針は、平成 22 年 7 月 29 日から適用する。</p>
<p>(改正)</p>	<p>(改正)</p>
<p>本指針は、平成 22 年 11 月 10 日から適用する。</p>	<p>本指針は、平成 22 年 11 月 10 日から適用する。</p>
<p>(改正)</p>	<p>(改正)</p>
<p>本指針は、平成 23 年 7 月 4 日から適用する。</p>	<p>本指針は、平成 23 年 7 月 4 日から適用する。</p>
<p>(改正)</p>	<p>(改正)</p>
<p>本指針は、平成 24 年 7 月 23 日から適用する。</p>	<p>本指針は、平成 24 年 7 月 23 日から適用する。</p>
<p>(改正)</p>	<p>(改正)</p>
<p>本指針は、平成 25 年 8 月 8 日から適用する。</p>	<p>本指針は、平成 25 年 8 月 8 日から適用する。</p>
<p>(改正)</p>	<p>(改正)</p>
<p>本指針は、平成 27 年 4 月 3 日から適用する。</p>	<p>本指針は、平成 27 年 4 月 3 日から適用する。</p>

現 行	改 正 後
<p>IV 参考</p> <p>1. 検査のイメージ図 (PDF 版)</p> <p>2. 提出資料一覧 (PDF 版)</p> <p>(別紙)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 1 検査命令書 (PDF 版) ・ 様式 2 第三者非開示承諾書 (word 版、PDF 版) ・ 様式 3-1 検査関係情報 開示承諾申請書 (経営管理会社用) (word 版、PDF 版) ・ 様式 3-2 検査関係情報 開示承諾申請書 (経営管理会社以外用) (word 版、PDF 版) ・ 様式 4 整理票 (PDF 版) ・ 様式 5 質問票 (PDF 版) <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 <u>6</u> オフサイト検査モニター用紙 (word 版、PDF 版) ・ 様式 <u>7</u> 意見申出書 (word 版、PDF 版) ・ 様式 <u>8</u> 意見申出取下書 (word 版、PDF 版) ・ 様式 <u>9</u> 検査終了通知書 (PDF 版) <p>※ 上記については、予告なく変更する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査対象先 <ul style="list-style-type: none"> (1) 金融商品取引業者等 (金商法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項) (2) 金融商品取引業者の主要株主等 (金商法第 56 条の 2 第 2 項から第 	<p>(改正)</p> <p><u>本指針は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。</u></p> <p>IV 参考</p> <p>1. 検査のイメージ図 (PDF 版)</p> <p>2. 提出資料一覧 (PDF 版)</p> <p>(別紙)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 1 検査命令書 (PDF 版) ・ 様式 2 第三者非開示承諾書 (word 版、PDF 版) ・ 様式 3-1 検査関係情報 開示承諾申請書 (経営管理会社用) (word 版、PDF 版) ・ 様式 3-2 検査関係情報 開示承諾申請書 (経営管理会社以外用) (word 版、PDF 版) ・ 様式 4 整理票 (PDF 版) ・ 様式 5 質問票 (PDF 版) ・ 様式 <u>6</u> <u>モニタリング確認票 (PDF 版)</u> ・ 様式 <u>7</u> オフサイト検査モニター用紙 (word 版、PDF 版) ・ 様式 <u>8</u> 意見申出書 (word 版、PDF 版) ・ 様式 <u>9</u> 意見申出取下書 (word 版、PDF 版) ・ 様式 <u>10</u> 検査終了通知書 (PDF 版) <p>※ 上記については、予告なく変更する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査対象先 <ul style="list-style-type: none"> (1) 金融商品取引業者等 (金商法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項。<u>なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する第 63 条の 6、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号の 2 及び第 3 項を含む。</u>) (2) 金融商品取引業者の主要株主等 (金商法第 56 条の 2 第 2 項から第

現 行	改 正 後
<p>4項まで、第194条の7第2項第1号及び第3項)</p> <p>(3) 特別金融商品取引業者の子会社等(金商法第57条の10第1項、第194条の7第3項)</p> <p>(4) 指定親会社(金商法第57条の23、第194条の7第3項)</p> <p>(5) 指定親会社の主要株主(金商法第57条の26第2項、第194条の7第3項)</p> <p>(6) 取引所取引許可業者(金商法第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 特例業務届出者(金商法第63条第8項、第194条の7第3項)</p> <p>(8) 金融商品仲介業者(金商法第66条の22、第194条の7第2項第3号及び第3項)</p> <p>(9) 信用格付業者(金商法第66条の45第1項、第194条の7第2項第3号の2及び第3項)</p> <p>(10) 認可金融商品取引業協会(金商法第75条、第194条の7第2項第4号及び第3項)</p> <p>(11) 認定金融商品取引業協会(金商法第79条の4、第194条の7第2項第5号及び第3項)</p> <p>(12) 投資者保護基金(金商法第79条の77、第194条の7第3項)</p> <p>(13) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第103条の4、第194条の7第3項)</p> <p>(14) 株式会社金融商品取引所の主要株主(金商法第106条の6、第194条の7第3項)</p> <p>(15) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第106条の16、第194条の7第3項)</p> <p>(16) 金融商品取引所持株会社の主要株主(金商法第106条の20、第194条の7第3項)</p>	<p>4項まで、第194条の7第2項第1号及び第3項)</p> <p>(3) 特別金融商品取引業者の子会社等(金商法第57条の10第1項、第194条の7第3項)</p> <p>(4) 指定親会社(金商法第57条の23、第194条の7第3項)</p> <p>(5) 指定親会社の主要株主(金商法第57条の26第2項、第194条の7第3項)</p> <p>(6) 取引所取引許可業者(金商法第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項)</p> <p>(7) <u>電子店頭デリバティブ取引等許可業者(金商法第60条の14第2項において準用する第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項)</u></p> <p>(8) 特例業務届出者(金商法第63条の6、第194条の7第2項第2号の2及び第3項)</p> <p>(9) 金融商品仲介業者(金商法第66条の22、第194条の7第2項第3号及び第3項)</p> <p>(10) 信用格付業者(金商法第66条の45第1項、第194条の7第2項第3号の2及び第3項)</p> <p>(11) 認可金融商品取引業協会(金商法第75条、第194条の7第2項第4号及び第3項)</p> <p>(12) 認定金融商品取引業協会(金商法第79条の4、第194条の7第2項第5号及び第3項)</p> <p>(13) 投資者保護基金(金商法第79条の77、第194条の7第3項)</p> <p>(14) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第103条の4、第194条の7第3項)</p> <p>(15) 株式会社金融商品取引所の主要株主等(金商法第106条の6第1項(同条第2項において準用する場合を含む)、第194条の7第3項)</p> <p>(16) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第106条の16、第194条の7第3項)</p> <p>(17) 金融商品取引所持株会社の主要株主等(金商法第106条の20第1項(同条第2項において準用する場合を含む)、第194条の7第3項)</p>

現 行	改 正 後
(17) 金融商品取引所持株会社(金商法第 106 条の 27、第 194 条の 7 第 3 項)	(18) 金融商品取引所持株会社等(金商法第 106 条の 27(第 109 条において準用する場合を含む)、第 194 条の 7 第 3 項)
(18) 金融商品取引所(金商法第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)	(19) 金融商品取引所(金商法第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)
(19) 自主規制法人(金商法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)	(20) 自主規制法人(金商法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)
(20) 外国金融商品取引所(金商法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び第 3 項)	(21) 外国金融商品取引所(金商法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び第 3 項)
(21) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 156 条の 5 の 4、第 194 条の 7 第 3 項)	(22) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 156 条の 5 の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
(22) 金融商品取引清算機関の主要株主(金商法第 156 条の 5 の 8、第 194 条の 7 第 3 項)	(23) 金融商品取引清算機関の主要株主(金商法第 156 条の 5 の 8、第 194 条の 7 第 3 項)
(23) 金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)	(24) 金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)
(24) 外国金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7 第 3 項)	(25) 外国金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7 第 3 項)
(25) 証券金融会社(金商法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項)	(26) 証券金融会社(金商法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項)
(26) 指定紛争解決機関(金商法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)	(27) 指定紛争解決機関(金商法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)
(27) 取引情報蓄積機関等(金商法第 156 条の 80、第 194 条の 7 第 3 項) (新設)	(28) 取引情報蓄積機関等(金商法第 156 条の 80、第 194 条の 7 第 3 項)
(28) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項)	(29) 特定金融指標算出者等(金商法第 156 条の 89、第 194 条の 7 第 3 項)
(29) 投資法人の設立企画人等(投信法第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項)	(30) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項)
(30) 投資法人(投信法第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)	(31) 投資法人の設立企画人等(投信法第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項)
(31) 投資法人の資産保管会社等(投信法第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項)	(32) 投資法人(投信法第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)
(32) 投資法人の執行役員等(投信法第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)	(33) 投資法人の資産保管会社等(投信法第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項)
(33) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律(以下「SPC 法」という。)第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び第 3 項)	(34) 投資法人の執行役員等(投信法第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)
	(35) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律(以下「SPC 法」という。)第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び第 3 項)

現 行	改 正 後
<p>(34) 特定目的会社(SPC 法第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)</p> <p>(35) 特定目的信託の原委託者(SPC 法第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項)</p> <p>(36) 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項)</p> <p>(37) その他、上記(1)から(36)までに掲げる法律の規定により証券検査の対象とされている者</p> <p>なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。</p> <p>イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、特例業務届出者(犯罪収益移転防止法第 15 条第 1 項、第 21 条第 6 項第 1 号)</p> <p>ロ. 登録金融機関(犯罪収益移転防止法第 15 条第 1 項、第 21 条第 6 項第 2 号)</p> <p>ハ. 証券金融会社、振替機関、口座管理機関(犯罪収益移転防止法第 15 条第 1 項、第 21 条第 7 項)</p> <p>(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。</p>	<p>(36) 特定目的会社(SPC 法第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)</p> <p>(37) 特定目的信託の原委託者(SPC 法第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項)</p> <p>(38) 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項)</p> <p>(39) その他、上記(1)から(38)までに掲げる法律の規定により証券検査の対象とされている者</p> <p>なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。</p> <p>イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、特例業務届出者(犯罪収益移転防止法第 16 条第 1 項、第 22 条第 6 項第 1 号)</p> <p>ロ. 登録金融機関(犯罪収益移転防止法第 16 条第 1 項、第 22 条第 6 項第 2 号)</p> <p>ハ. 証券金融会社、振替機関、口座管理機関(犯罪収益移転防止法第 16 条第 1 項、第 22 条第 7 項)</p> <p>(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。</p>